

# 四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第13期第1四半期) 自 平成22年4月1日  
至 平成22年6月30日

株式会社イントランス

(E05651)

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	9
第4 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【株価の推移】 .....	17
3 【役員の状況】 .....	17
第5 【経理の状況】 .....	18
1 【四半期財務諸表】 .....	19
2 【その他】 .....	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	28

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期  
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 麻生正紀

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 (03)6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长 濱谷雄二

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 (03)6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門管掌兼経理・総務部部长 濱谷雄二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第12期第1四半期 累計(会計)期間	第13期第1四半期 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	47,634	39,793	143,220
経常損失 (千円)	198,470	353,648	398,943
四半期(当期)純損失 (千円)	198,945	354,384	420,308
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	625,057	930,497	625,057
発行済株式総数 (株)	70,705	144,305	70,705
純資産額 (千円)	328,087	399,456	108,124
総資産額 (千円)	2,282,673	2,184,146	2,071,273
1株当たり純資産額 (円)	4,589.15	2,487.61	1,444.93
1株当たり四半期(当期) 純損失金額 (円)	3,110.04	3,244.54	6,109.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.2	16.4	4.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△161,461	△198,720	△369,631
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△15,521	△21,735	28,941
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	67,770	606,592	△37,353
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	479,145	596,452	210,315
従業員数 (名)	25	11	11

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、四半期連結累計(会計)期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載していません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（名）	11
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は、プリンシパルインベストメント事業、ソリューション事業を主体としており、生産業務を定義することが困難であるため、生産実績の記載は省略しております。

#### (2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、受注実績の記載は省略しております。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同四半期比（%）
プリンシパルインベストメント事業	—	△100.0
ソリューション事業	39,793	△16.3
合計	39,793	△16.5

(注) 1 当社は、セグメントを前期と変更していないため、前年同四半期比を記載しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
野村不動産㈱	—	—	12,918	32.5
㈲柏芳ビル管理	(注) 4	(注) 4	6,127	15.4
㈱大京商事	11,506	24.2	(注) 4	(注) 4
財団法人新技術振興渡辺記念会	10,100	21.2	(注) 4	(注) 4
㈱セブン&アイ・フードシステムズ	6,211	13.0	(注) 4	(注) 4

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4 総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は、平成21年3月期以降継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当第1四半期累計期間においても営業損失339,612千円、経常損失353,648千円及び四半期純損失354,384千円を計上しております。資金面においては、当第1四半期累計期間に株式及び新株予約権の発行による収入が636,660千円あったこと等により現金及び現金同等物は386,137千円増加しましたが、営業キャッシュ・フローにつきましては198,720千円のマイナスを計上いたしました。

また、不動産売買取引が低調に推移している事業環境等の影響により、今後返済期限を迎える借入金の担保設定対象となっている販売用不動産の売却が予定どおりに進まない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。



#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### 1. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

###### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、輸出や生産の増加に見られるとおり企業業績に改善の兆しが見えてはいるものの、急激な円高や欧州における財政危機等の景気回復への懸念材料は依然として顕在化しており、厳しい状況で推移しました。

当社が属する不動産業界におきましては、政府による経済対策や低水準で推移している住宅ローン金利により分譲マンションや戸建住宅において市況回復の兆しが見え始めているものの、収益物件については、低価格物件を中心に他社との競争は依然として厳しい状況にあり、厳しい経営環境が長期化しております。

このような状況下、当社は、販売用不動産の売却活動及び売買仲介事業に鋭意注力すると共に、販売用不動産の取得資金の確保に努めました。

しかしながら、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行について636,660千円の収入があったものの、当第1四半期会計期間においては物件の取得・売却には至りませんでした。また、当第1四半期会計期間末に保有している販売用不動産について301,759千円のたな卸資産評価損を計上いたしました。

これらにより、当第1四半期会計期間の売上高は39,793千円(前年同四半期比16.5%減)、営業損失は339,612千円(前年同四半期は営業損失180,286千円)、経常損失は353,648千円(前年同四半期は経常損失198,470千円)、四半期純損失は354,384千円(前年同四半期は四半期純損失198,945千円)となりました。

###### (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の資産につきましては、流動資産は前事業年度末に比べ114,723千円増加し2,153,694千円となりました。これは主として保有している不動産についてたな卸資産評価損を計上したこと等により販売用不動産が295,747千円減少したものの、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行による収入等により現金及び預金が408,137千円増加したことによるものです。固定資産は前事業年度末に比べ1,851千円減少し30,451千円となりました。この結果、資産合計は前事業年度末に比べ112,872千円増加し2,184,146千円となりました。

負債につきましては、流動負債は前事業年度末に比べ664,539千円増加し1,784,689千円となりました。これは主として未払金が133,021千円減少したものの、返済期限が1年以内に到来する長期借入金828,000千円を固定負債から流動負債に振り替えたことによるものです。この結果、負債合計は前事業年度末に比べ178,460千円減少し1,784,689千円となりました。

純資産につきましては、前事業年度末に比べ291,332千円増加し399,456千円となりました。これは主として四半期純損失354,384千円を計上したものの、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行について642,975千円の払込があったことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前事業年度末に比べ386,137千円増加し596,452千円となりました。

また、当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動に使用した資金は198,720千円(前年同四半期は161,461千円の使用)となりました。これは主としてその他の負債が144,647千円減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は21,735千円(前年同四半期は15,521千円の使用)となりました。これは主として定期預金22,000千円を預け入れたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は606,592千円(前年同四半期は67,770千円の獲得)となりました。これは主として第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行について636,660千円の収入があったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響から、金融機関による不動産関連融資への厳格姿勢が未だ継続していること等に起因して、不動産売買取引の流動性が著しく低下した状態が続いております。このような状況において今後返済期限を迎える借入金については、返済条件の変更等に向けて金融機関と協議を引き続き行っております。

また、不動産売買取引が低調に推移している事業環境等の影響により、今後返済期限を迎える借入金の担保設定対象となっている販売用不動産の売却が予定どおりに進まない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでおります。

### ① 借入金返済条件変更の協議

今後返済期限を迎える借入金については、担保設定対象となっている販売用不動産を売却する際に資金回収額が当該借入金額を下回り、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する可能性や、不動産売買取引が低調に推移している影響等により、販売用不動産の売却が予定どおりに進まず返済できない可能性もあるため、取引金融機関と緊密な関係を維持し、返済条件の変更等に向けて引き続き協議を進めてまいります。

### ② 収益力の強化

当社が取り組んでおります不動産再生事業において、増資資金を活用して収益不動産の仕入れ、再生に特化し、安定した収益基盤を構築するとともに、不動産売買仲介、プロパティマネジメント事業によるフィービジネスを強化して、収益力の強化に取り組んでまいります。

### ③ 新株予約権の行使による資金調達

不動産再生事業の進捗状況、規模、取組条件等によって支出額は異なりますが、資金需要が増加する場合に備えて平成22年5月14日に発行した新株予約権の行使によって更に資金を調達する予定であります。また、新株予約権の行使については市場価格の状況にもよりますが、行使時期については割当先と協議を進めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	576,000
計	576,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	144,305	144,305	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していません。
計	144,305	144,305	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### (第1回新株予約権)

平成18年3月27日臨時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数 (個)	696 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	696 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	19,233 (注) 2、3、4、5
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 19,233 (注) 2、3 資本組入額 9,617 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 平成18年5月8日開催の取締役会決議により、平成18年5月31日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 3 平成21年6月12日開催の取締役会決議により、平成21年6月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 4 平成22年4月27日開催の取締役会決議により、平成22年5月14日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 5 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 6 新株予約権の行使の条件  
新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要します。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。  
新株予約権発行時において当社の取締役、監査役並びに従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではありません。  
その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとします。
- 7 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要します。

② 会社法第236条、第238条及び第240条に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
(第2回新株予約権)

平成20年6月19日取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,280 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,280 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,028 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,028 (注) 資本組入額 9,514 2、3、4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株であります。なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整するものとします。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 平成21年6月12日開催の取締役会決議により、平成21年6月30日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 3 平成22年4月27日開催の取締役会決議により、平成22年5月14日付で第三者割当による新株式の発行をしております。これにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- 4 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

- iii 当社が合併又は会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

- 5 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員の何れかの地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- ii 新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができます。ただし、再承継はできません。
- iii 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

- 6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の全部又は一部につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前譲与その他一切の処分行為をすることはできません。

- 7 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)4 iiiに従って定める調整後行使価額に、上記iiiに従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- v 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
  - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。
- viii 新株予約権の取得の事由及び条件
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。
  - ロ 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

(第3回新株予約権)

平成22年4月27日取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	79 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、単元株制度を採用 しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,150,000 (注)2
新株予約権の行使期間	平成22年5月15日から 平成25年5月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,150,000 (注)2 資本組入額 2,075,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- i 新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式39,500株とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数(以下「交付株式数」という。)は500株とする。但し、本項ii及びiiiにより交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- ii 当社が(注)2に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)2に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。



$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- iii 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)2 ii 及びvによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- iv 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 2 行使価額の調整

- i 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記 ii に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ii 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - イ 下記ivロに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ロ 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当割り当てをする場合  
調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当割り当てのための基準日(無償割当り当てのための基準日がない場合には当該割り当ての効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。
  - ハ 下記ivロに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当り当ての場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当り当ての場合を含む。)する場合  
調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当り当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。
- iii 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- iv イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ロ 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ハ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割り当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- v 上記iiの行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - イ 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ハ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- vi 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 3 本新株予約権の行使の条件
- i 平成22年5月15日から平成25年5月14日までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
    - イ 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
    - ロ 振替機関が必要であると認めた日
    - ハ (注)3に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要ある場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1ヶ月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間
  - ii 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 4 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 5 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
- 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。
- i 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
  - ii 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
  - iii 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
  - iv 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
  - v 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為に際して決定する。
  - vi 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年5月14日 (注)	73,600	144,305	305,440	930,497	305,440	700,497

(注) 第三者割当

発行価格 8,300円

資本組入額 4,150円 払込金額の総額 610,880千円

割当先 株式会社A S O 73,600株

## (6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、フィンテック グローバル投資事業有限責任組合第11号の無限責任組合員であるファーストメイク・リミテッド株式会社から平成22年5月7日付及び平成22年5月10日付で関東財務局長に提出された変更報告書(大量保有)により平成22年4月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、変更報告書(大量保有)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
フィンテック グローバル投資事業 有限責任組合第11号	東京都千代田区岩本町二丁目8番9号	2,400	1.66

また、当第1四半期会計期間において、第三者割当による新株式の発行をしたことにより、以下のとおり大株主の異動がありました。なお、当該第三者割当増資に関し、株式会社A S O及びそのみなし共同保有者となった当社から平成22年5月20日付で関東財務局長に大量保有報告書を提出しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社A S O	東京都武蔵野市境南町二丁目9番1号	73,600	51.00

### (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

#### ① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 302	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,403	70,403	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	70,705	—	—
総株主の議決権	—	70,403	—

#### ② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社イントランス	東京都渋谷区道玄坂一丁目 16番5号	302	—	302	0.43
計	—	302	—	302	0.43

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	17,300	19,410	22,900
最低(円)	7,490	11,000	17,110

(注) 株価は、東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表については、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表については、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第12期事業年度 新日本有限責任監査法人

第13期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 三優監査法人

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※2 626,452	※2 218,315
売掛金	4,504	577
販売用不動産	※2 1,511,360	※2 1,807,107
その他	11,377	12,970
流動資産合計	2,153,694	2,038,971
固定資産		
有形固定資産	※1 9,596	※1 10,200
無形固定資産	4,304	4,640
投資その他の資産	16,550	17,462
固定資産合計	30,451	32,302
資産合計	2,184,146	2,071,273
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※2 1,703,000	※2 890,000
未払法人税等	1,087	2,685
賞与引当金	2,368	5,084
その他	78,233	222,380
流動負債合計	1,784,689	1,120,149
固定負債		
長期借入金	—	※2 843,000
固定負債合計	—	843,000
負債合計	1,784,689	1,963,149
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	930,497	625,057
資本剰余金	700,497	395,057
利益剰余金	△1,270,295	△915,911
自己株式	△2,476	△2,476
株主資本合計	358,222	101,727
新株予約権	41,234	6,396
純資産合計	399,456	108,124
負債純資産合計	2,184,146	2,071,273

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	47,634	39,793
売上原価	133,217	317,317
売上総損失(△)	△85,583	△277,524
販売費及び一般管理費	※1 94,702	※1 62,088
営業損失(△)	△180,286	△339,612
営業外収益		
受取利息	50	—
未払配当金除斥益	—	571
その他	2	—
営業外収益合計	53	571
営業外費用		
支払利息	8,120	7,623
支払手数料	10,000	—
株式交付費	117	6,315
その他	—	668
営業外費用合計	18,238	14,608
経常損失(△)	△198,470	△353,648
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	484
特別損失合計	—	484
税引前四半期純損失(△)	△198,470	△354,133
法人税、住民税及び事業税	475	251
法人税等合計	475	251
四半期純損失(△)	△198,945	△354,384

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純損失(△)	△198,470	△354,133
減価償却費	1,389	939
賞与引当金の増減額(△は減少)	△8,642	△2,715
株式報酬費用	1,249	2,741
受取利息	△50	—
支払利息	8,120	7,623
支払手数料	10,000	—
株式交付費	117	6,315
売上債権の増減額(△は増加)	11,453	△3,926
前渡金の増減額(△は増加)	430	—
たな卸資産の増減額(△は増加)	97,583	295,747
前受金の増減額(△は減少)	600	8
その他の資産の増減額(△は増加)	△2,942	1,225
その他の負債の増減額(△は減少)	△73,619	△144,647
その他	—	695
小計	△152,781	△190,125
利息の支払額	△8,209	△7,828
法人税等の支払額	△469	△766
営業活動によるキャッシュ・フロー	△161,461	△198,720
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△22,000
差入保証金の回収による収入	—	300
敷金の回収による収入	710	—
敷金の差入による支出	△16,231	△35
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,521	△21,735
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	—	△30,000
株式の発行による収入	77,864	604,564
新株予約権の発行による収入	—	32,095
手数料の支払額	△10,000	—
配当金の支払額	△94	△18
その他	—	△48
財務活動によるキャッシュ・フロー	67,770	606,592
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△109,212	386,137
現金及び現金同等物の期首残高	588,357	210,315
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 479,145	※1 596,452



## 【継続企業の前提に関する注記】

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社は、平成21年3月期以降継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当第1四半期累計期間においても営業損失339,612千円、経常損失353,648千円及び四半期純損失354,384千円を計上しております。資金面においては、当第1四半期累計期間に株式及び新株予約権の発行による収入が636,660千円あったこと等により現金及び現金同等物は386,137千円増加しましたが、営業キャッシュ・フローにつきましては198,720千円のマイナスを計上いたしました。

また、不動産売買取引が低調に推移している事業環境等の影響により、今後返済期限を迎える借入金の担保設定対象となっている販売用不動産の売却が予定どおりに進まない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

当社は、当該状況を早期に解消すべく、以下の施策に取り組んでおります。

### ① 借入金返済条件変更の協議

今後返済期限を迎える借入金については、担保設定対象となっている販売用不動産を売却する際に資金回収額が当該借入金額を下回り、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する可能性や、不動産売買取引が低調に推移している影響等により、販売用不動産の売却が予定どおりに進まず返済できない可能性もあるため、取引金融機関と緊密な関係を維持し、返済条件の変更等に向けて引き続き協議を進めてまいります。

### ② 収益力の強化

当社が取り組んでおります不動産再生事業において、増資資金を活用して収益不動産の仕入れ、再生に特化し、安定した収益基盤を構築するとともに、不動産売買仲介、プロパティマネジメント事業によるフィービジネスを強化して、収益力の強化に取り組んでまいります。

### ③ 新株予約権の行使による資金調達

不動産再生事業の進捗状況、規模、取組条件等によって支出額は異なりますが、資金需要が増加する場合に備えて平成22年5月14日に発行した新株予約権の行使によって更に資金を調達する予定であります。また、新株予約権の行使については市場価格の状況にもよりますが、行使時期については割当先と協議を進めてまいります。

しかしながら、現時点においては、借入金の返済条件の変更等についても金融機関と引き続き協議を進めている途上であり、また計画した販売用不動産の取得や、計画した価格での販売用不動産の売却が不動産市況の更なる悪化等により予定どおりに進まない可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

**【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ161千円、税引前四半期純損失は646千円増加しております。

**【表示方法の変更】**

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期損益計算書関係)	前第1四半期累計期間において、営業外費用の「支払手数料」を区分掲記しておりましたが、営業外費用総額の100分の20を下回ったため、当第1四半期累計期間では営業外費用の「その他」に含めることとしております。 なお、当第1四半期累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払手数料」は48千円であります。
(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)	前第1四半期累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払手数料」を区分掲記しておりましたが、重要性が減少したため、当第1四半期累計期間では「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めることとしております。 また、前第1四半期累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「手数料の支払額」を区分掲記しておりましたが、重要性が減少したため、当第1四半期累計期間では「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めることとしております。

**【簡便な会計処理】**

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

**【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第1四半期会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 6,444千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 5,840千円
※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 26,000千円 販売用不動産 1,511,360千円 <u>計 1,537,360千円</u>	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 8,000千円 販売用不動産 1,807,107千円 <u>計 1,815,107千円</u>
担保付債務は次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 1,703,000千円 <u>計 1,703,000千円</u>	担保付債務は次のとおりであります。 1年内返済予定の長期借入金 890,000千円 長期借入金 843,000千円 <u>計 1,733,000千円</u>

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※1 販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 16,768千円 給料手当 31,197千円 賃借料 14,446千円 減価償却費 1,389千円 賞与引当金繰入額 6,214千円	※1 販売費に属する費用のおおよその割合は24%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は76%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 12,652千円 給料手当 12,680千円 減価償却費 939千円 賞与引当金繰入額 2,368千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) 現金及び現金同等物の四半期末残高(479,145千円)と四半期貸借対照表に掲記されている科目(現金及び預金)の金額は同額であります。	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) 現金及び預金 626,452千円 預入期間が3か月超の定期預金 <u>△30,000千円</u> 現金及び現金同等物 596,452千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	144,305

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	302

3 新株予約権等の四半期会計期間末残高

(1) ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末 残高(千円)
株式会社イントランス	—	—	9,138

(2) 第3回新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末 残高(千円)
株式会社イントランス	普通株式	39,500	32,095

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年5月14日付で、株式会社ASOから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期累計期間において、資本金が305,440千円、資本準備金が305,440千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が930,497千円、資本剰余金が700,497千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「プリンシパルインベストメント事業」及び「ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

「プリンシパルインベストメント事業」は、不動産を取得し、バリューアップの実施もしくはプランの策定を行い、販売をしております。「ソリューション事業」は、賃貸管理事業、プロパティマネジメント事業及びコンサル事業をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	プリンシパル インベストメント事業	ソリューション事業	
売上高			
外部顧客への売上高	—	39,793	39,793
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	—	39,793	39,793
セグメント利益又は損失(△)	△301,759	24,234	△277,524

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期損益計算書の売上総損失と一致しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
2,487円61銭	1,444円93銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	399,456	108,124
普通株式に係る純資産額(千円)	358,222	101,727
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	41,234	6,396
普通株式の発行済株式数(株)	144,305	70,705
普通株式の自己株式数(株)	302	302
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	144,003	70,403

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 3,110円04銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 3,244円54銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	198,945	354,384
普通株式に係る四半期純損失(千円)	198,945	354,384
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	63,969	109,225
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	第3回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況②」に記載のとおりであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

株式会社イントランス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 慎 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イントランスの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は販売用不動産を計画どおりに取得できない場合、または計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、もしくは売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社イントランス

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 鳥居 陽 ⑩

業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イントランスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イントランスの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成21年3月期以降継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当第1四半期累計期間においても営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上している。資金面においては、当第1四半期累計期間に現金及び現金同等物は増加したが、営業キャッシュ・フローについてはマイナスを計上した。また、今後返済期限を迎える借入金の担保設定対象となっている販売用不動産の売却が予定どおりに進まない場合や計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合には、資金繰りが著しく悪化する可能性があるため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年8月12日
<b>【会社名】</b>	株式会社イントランス
<b>【英訳名】</b>	INTRANCE CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 麻 生 正 紀
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長麻生正紀は、当社の第13期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。